

入札説明書に関する質問と回答

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|----|-----|-----|-----|-----|-------------|---|---|
| 1 | 2 | 第2 | 3 | (4) | 2)① | 工事業務 | ① 既存支障の移設・解体撤去・復旧業務と記載がありますが、要求水準書6Pに記載される、本事業の整備対象施設概要一覧表(表-1)からは読み取ることが出来ません。既存支障の移設・解体撤去・復旧業務とは何をさすのか、ご教示願います。 | 要求水準書P6「(3)解体撤去・復旧・移設対象施設」に及び要求水準書添付資料3をご参照下さい。 |
| 2 | 4 | 第3 | 1 | ⑤ | | 応募者の構成 | 本項記載文からは、代表企業及び構成企業以外で、事業者より業務を受託し請け負うことを予定する者は、全て『協力企業』という位置付けになると読み取れますが、その理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 3 | 4 | 第3 | 1 | ⑤ | | 応募者の構成 | SPCを設立しない場合、例えば代表企業・構成企業が設計企業となり、その業務を受託および請け負う者についても、協力企業という位置付けになるのでしょうか。それとも、構成企業からの下請負扱いとなるのでしょうか。ご教示願います。 | SPCを設立しない場合、かつ、応募グループ内で代表企業から設計業務を受託する者は、構成企業となります。また、構成企業から設計業務の一部を受託する者は下請負扱いとなります。 |
| 4 | 8 | 第3 | 2 | (2) | ④ | 工事企業の参加資格要件 | ”ただし、既存ストック所有者の電気通信設備に影響を及ぼす場合がある工程については、当該工程の施工実績のある会社とする。”記載される但し書きについては、アとイの条件の両方にかかるという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 5 | 13 | 第4 | 5 | (7) | | 入札執行回数 | 入札執行回数は、原則として2回となっていますが、2回目の執行でも落札決定しない場合や、応札者が1社の場合は不調となるのでしょうか。ご教示願います。 | 入札執行回数は、原則2回です。2回の執行後、落札決定しない場合は、原則として不調となります。ただし、執行官の判断により3回目の執行を行う場合があります。応札者が1社の場合でも不調とはなりません。 |
| 6 | 15 | 第5 | 3 | (3) | | 開札 | 予定価格超過の場合の記載はありますが、低入札の基準はあるのでしょうか。ご教示願います。 | 低入札の基準はございません。 |
| 7 | 16 | 第6 | 1 | (1) | | 基本協定の締結 | 基本協定を締結しなければならないと記載がありますが、協定締結前に両者事前協議は行うのでしょうか。ご教示願います。 | 必要に応じて、事前に協議を行います。 |

事業契約書(案)に関する質問と回答

| No. | 頁 | 項目名 | 条 | 項 | 号 | 質問内容 | 回答 |
|-----|---|------------|----|-----|---|--|---|
| 1 | | 事業契約書(案) | | | | SPCを設立しない場合、『事業者』とは代表企業を指すという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 2 | | 事業契約書(案) | 2 | (3) | | 引渡予定日 平成34年3月31日となっていますが、その日に予定日を設定する理由についてご教示願います。 | 整備期間については、過去の実績より算定しています。 |
| 3 | 1 | 第2章 総則 | 2 | 8 | | SPCを設立しない場合において、『本契約に基づくすべての行為を代表企業に対して行うものとし・・・』と記載がありますが、これはどこまでの範囲を対象としているのでしょうか。契約事務処理以外の例えば工事監理等も対象という理解になるのでしょうか。ご教示願います。 | ご理解のとおりです。 |
| 4 | 1 | 第2章 総則 | 2 | 8 | | 『基本協定書(案)』に記載される事業者はSPCをさしていることと、本項記載内容を勘案すると、SPCを設立しない場合においては『事業者』を『代表企業』に読み替えるという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 なお、SPCを設立しない場合の考えについては、回答No.31をご参照下さい。 |
| 5 | 2 | 第2章 総則 | 5 | 1 | | 『内訳書及び本契約の締結日から平成44年3月31日までの工程表を作成し、四国地方整備局に提出』と記載がありますが、設計完了時に工程数量等に変更が生じた場合、この内訳書が変更金額の基準となるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 6 | 2 | 第2章 総則 | 5 | 3 | | 単価合意書とは、費用算出のため作成した個別の内訳書を含むとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 7 | 4 | 第4章 本施設の設計 | 12 | 1 | | 『事業者が単独企業の場合は、本施設の設計の全部、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託することはできない。』と記載がありますが、SPCを設立しない場合は、代表企業が契約の主体となると理解しており、この場合、設計業務は代表企業から一括して設計企業に請負わせることとなります。当該規定を削除して頂くか、設計企業が第三者へ発注する場合のみに適用される規定として頂けますでしょうか。 | 原案のとおりとします。 応募者が単独企業の場合は、設計の全部、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託することはできません。 |
| 8 | 4 | 第4章 本施設の設計 | 12 | 1 | | SPCを設立しない場合、本項に記載される事業者とは代表企業を指しているのでしょうか。または代表企業を含む構成企業グループ全体を指しているのでしょうか。ご教示願います。 | この場合の事業者とは、構成企業グループ全体を指します。 |

事業契約書(案)に関する質問と回答

| No. | 頁 | 項目名 | 条 | 項 | 号 | 質問内容 | 回答 |
|-----|---|------------|----------|--------|---|--|---|
| 9 | 4 | 第4章 本施設の設計 | 12 13 | 1 3 | | 12条、13条に記載される『第三者』とは、構成員、協力企業以外の者という理解でよろしいでしょうか。 | 構成員又は協力企業を指します。 |
| 10 | 4 | 第4章 本施設の設計 | 12 13 | 1 3 | | 12条、13条に記載される『事前の四国地方整備局の書面による承諾』とは、どのようなものを想定されているでしょうか。 | 設計業務に係る参加資格要件が確認できる書類等を想定しています。 |
| 11 | 4 | 第4章 本施設の設計 | 12 13 | 1 3 | | 12条、13条に記載される『事業者が単独企業の場合』とは、応募者が単独企業であることをさしているのでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 12 | 4 | 第4章 本施設の設計 | 13 | 3 | | 『事業者が単独企業の場合は、調査業務の全部を第三者に委託することはできない。』と記載がありますが、SPCを設立しない場合は、代表企業が契約の主体となると理解しており、この場合、事前調査業務は代表企業から一括して事前調査企業に請負わせることとなります。当該規定を削除して頂くか、事前調査企業が第三者へ発注する場合のみに適用される規定として頂けますでしょうか。 | 原案のとおりとします。 ただし、応募グループがSPCを設立しない場合でも、グループ内の設計企業(構成員)に一括して設計業務を請け負わせることができます。 また、グループ外の設計企業に設計業務の一部を請け負わせることもできます。(ただし、設計図書で指定した主たる部分を除く。) |
| 13 | 5 | 第4章 本施設の設計 | 18 | | | 本項に記載される『定期的』とは、どのくらいの頻度を想定されていますでしょうか。ご教示願います。 | 月1回程度を想定しています。 |
| 14 | 6 | 第4章 本施設の設計 | 19 | 5 | | 本項に記載される、『四国地方整備局が提供した情報又は資料の誤り』とは、情報又は資料と第13条による事前調査結果における現況との相違がある場合も含まれるという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 15 | 9 | 第5章 本施設の工事 | 26 | 1 | | 関連工事との調整により、事業者が生じた損害や追加費用は貴局の負担という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 ただし、事業者の不備等が無い場合に限りです。 |

事業契約書(案)に関する質問と回答

| No. | 頁 | 項目名 | 条 | 項 | 号 | 質問内容 | 回答 |
|-----|----|------------|----|---|---|--|---|
| 16 | 9 | 第5章 本施設の工事 | 27 | 1 | | 『事業者が単独企業の場合は、本施設の工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。』と記載がありますが、SPCを設立しない場合は、代表企業が契約の主体となると理解しており、この場合、工事業務は代表企業から一括して工事企業に請負わせることとなります。当該規定を削除して頂くか、工事企業が第三者へ発注する場合のみに適用される規定として頂けますでしょうか。 | 原案のとおりとします。 ただし、応募グループがSPCを設立しない場合でも、グループ内の工事企業(構成員)に一括して工事業務を請け負わせることができます。 また、グループ外の工事企業に工事業務の一部を請け負わせることもできます。 |
| 17 | 9 | 第5章 本施設の工事 | 27 | 1 | | 本項に記載される『他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせることは出来ない。』とは、どのような場合を想定されていますでしょうか。ご教示願います。 | 主たる部分は電線共同溝本体、他の部分は道路付属物に係る工事を想定しています。 |
| 18 | 10 | 第5章 本施設の工事 | 29 | 1 | | 『事業者が単独企業の場合は、本施設の工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事に関する工事監理業務を第三者に委託することはできない。』と記載がありますが、SPCを設立しない場合は、代表企業が契約の主体となると理解しており、この場合、工事監理業務は代表企業から一括して工事監理企業に請負わせることとなります。当該規定を削除して頂くか、工事監理企業が第三者へ発注する場合のみに適用される規定として頂けますでしょうか。 | 原案のとおりとします。 ただし、応募グループがSPCを設立しない場合でも、グループ内の工事監理企業(構成員)に一括して工事監理業務を請け負わせることができます。 また、グループ外の工事監理企業に工事監理業務の一部を請け負わせることもできます。 |
| 19 | 11 | 第5章 本施設の工事 | 29 | 8 | | 本項に記載される、『工事進捗状況報告書』、『工事監理報告書』に特定の様式、枚数指定はありますでしょうか。または自由様式でしょうか。ご教示願います。 | 枚数、様式の指定はございません。 |
| 20 | 12 | 第5章 本施設の工事 | 31 | 3 | | 『事業者が単独企業の場合は、調査業務の全部を第三者に委託することはできない。』と記載がありますが、SPCを設立しない場合は、代表企業が契約の主体となると理解しており、この場合、建設に伴う各種調査は代表企業から一括して工事企業に請負わせることとなります。当該規定を削除して頂くか、工事企業が第三者へ発注する場合のみに適用される規定として頂けますでしょうか。 | 原案のとおりとします。 ただし、応募グループがSPCを設立しない場合でも、グループ内の工事企業(構成員)に一括して調査業務を請け負わせることができます。 また、グループ外の工事企業に調査業務の一部を請け負わせることもできます。 |
| 21 | 12 | 第5章 本施設の工事 | 31 | 8 | | 事業者による調査の結果と、貴局が提供した情報又は資料との相違に起因して、貴局又は事業者に生じた損害、損失又は費用は、貴局が負担するという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 ただし、事業者の不備等が無い場合に限りです。 |

事業契約書(案)に関する質問と回答

| No. | 頁 | 項目名 | 条 | 項 | 号 | 質問内容 | 回答 |
|-----|----|-----------------|----|---|----------|---|---|
| 22 | 13 | 第5章 本施設の工事 | 33 | 3 | | 本項に記載される『四国地方整備局が行わなければならない許認可の取得及び届出』について、現時点で想定する事項についてご教示願います。 | 既存支障移転に必要な許認可等の協力を想定しています。 |
| 23 | 18 | 第5章 本施設の工事 | 45 | 4 | | 事業者が行う登記への協力とは具体的にどのような内容を想定していますでしょうか。登記申請上必要な図面等の基礎資料の提供という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 24 | 18 | 第5章 本施設の工事 | 46 | 1 | | 部分使用対象範囲については、引渡しという理解でよろしいでしょうか。 | 部分使用対象範囲は、部分使用であり、引渡しではございません。 |
| 25 | 20 | 第5章 本施設の工事 | 52 | 5 | | 本条 第1項 第3号又は第4号による保証の場合、その期間は事業契約締結日から引渡日の間という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 26 | 21 | 第6章 本施設の維持管理業務 | 54 | 1 | | 『事業者が単独企業の場合は、本施設の維持管理業務の全部、又は主たる部分を第三者に委託することはできない。』と記載がありますが、SPCを設立しない場合は、代表企業が契約の主体となると理解しており、この場合、維持管理業務は代表企業から一括して維持管理企業に委託することになります。当該規定を削除して頂くか、維持管理企業が第三者へ発注する場合のみに適用される規定として頂けますでしょうか。 | 原案のとおりとします。 ただし、応募グループがSPCを設立しない場合でも、グループ内の維持管理企業(構成員)に一括して維持管理業務を請け負わせることができます。 また、グループ外の維持管理企業に維持管理業務の一部を請け負わせることもできます。 |
| 27 | 27 | 第6章 本施設の維持管理業務 | 67 | 5 | | 本条 第1項第3号又は第4号による保証の場合、その期間は維持管理業務の開始日から終了日の間という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 28 | 32 | 第9章 契約期間及び契約の終了 | 76 | 4 | (1) ウ | 出来形部分に相応する代金には、事業者の開業に伴う諸費用を含む施設費に含まれるすべての費用が含まれるという理解でよろしいでしょうか。(※以下出来形部分の表現につき同様です。) | ご理解のとおりです。 |
| 29 | 40 | 第15章 事業者の総括代理人 | 89 | 1 | | 総括代理人に関しては保有資格等の条件はないとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 30 | 40 | 第15章 事業者の総括代理人 | 89 | 1 | | 総括代理人は、現場に常駐しなければならないのでしょうか。ご教示願います。 | 現場に常駐する必要はありません。 |

事業契約書(案)に関する質問と回答

| No. | 頁 | 項目名 | 条 | 項 | 号 | 質問内容 | 回答 |
|-----|----|-----------|---|---|---|---|--|
| 31 | 49 | 別紙2 用語の定義 | | | | 『事業者』の定義について、SPCを設立する場合、しない場合についてご教示願います。 | SPCを設立する場合は、SPCが契約の相手(事業者)となります。 SPCを設立しない場合で、応募グループの場合は、応募グループ代表企業が契約の相手(事業者)となります。 SPCを設立しない場合で、単独企業の場合は、単独企業が契約の相手(事業者)となります。 |

要求水準書に関する質問と回答

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|---|------|----------|-----|-----|------------------|--|---|
| 1 | 2 | 第1総則 | 5.整備対象施設 | ② | | | 整備対象施設として、②道路(車道、歩道、植樹柵等)とありますが、移植、伐採及び抜根等も含まれるのでしょうか。含まれるのであれば、費用算出の根拠となる考え方をご教示願います。 | 入札価格の対象外とします。 なお、詳細設計後、必要に応じて伐採及び抜根等は設計変更の対象とします。 |
| 2 | 5 | 第1総則 | 12.諸条件 | (1) | 2) | 事業対象 | 「小坂跨線橋区間は、すでに無電柱化がなされているため、本事業の業務範囲から除外するものとする。」と記載がありますが、実施方針公表時の、実施方針に関する質問と回答(No.19)において『上空を横断している架空線のみ対象とし、撤去を基本とします。』となっています。この架空線の撤去は本事業の対象とお考えでしょうか。それとも電線管理者による実施でしょうか。また、費用はどのように考えればよろしいでしょうか。ご教示願います。 | 電線管理者の費用負担となります。 |
| 3 | 6 | 第1総則 | 12.諸条件 | (2) | 表-1 | 本事業の整備対象施設概要一覧表 | 『※連系・引込管路については、既存占有者との調整により、構成に含めることができる。』と但し書きが記載されていますが、構成に含めた場合は全額設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。また連系設備・引込設備の扱いについてもご教示願います。 | 設計変更の対象としますが、官地部分のみを対象とします。 |
| 4 | 6 | 第1総則 | 12.諸条件 | (3) | 1) | 解体撤去・復旧・移設対象施設 | 解体撤去・復旧・移設対象施設に関して、対象施設に植栽(高木、低木)の記載がありませんが、植栽に関しては対象外という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 5 | 6 | 第1総則 | 12.諸条件 | (3) | 1) | 解体撤去対象施設(官地部分のみ) | 解体撤去対象施設(官地部分のみ) 対象施設として植樹帯がありますが、樹木の伐採等は考慮しなくて良いという理解でよろしいでしょうか。 | 樹木の伐採等も本事業の対象です。 |
| 6 | 6 | 第1総則 | 12.諸条件 | (3) | 1) | 解体撤去対象施設(官地部分のみ) | 但し書きに『※電柱・電線は、電線等管理者が解体撤去を行い、当該移転補償費は、事業者が電線等管理者に支払うものとする。』とありますが、補償費算出の根拠となる考え方をご教示願います。 | 入札価格の対象外とします。 |
| 7 | 6 | 第1総則 | 12.諸条件 | (3) | 1) | 解体撤去対象施設(官地部分のみ) | 但し書きに『※電柱・電線は、電線等管理者が解体撤去を行い、当該移転補償費は、事業者が電線等管理者に支払うものとする。』とありますが、本施設の完成・引渡し(平成34年3月頃以降 例:施設費等の支払い開始以降)に生じる事が想定されます。この場合の当該移設補償費の扱い(割賦原価や割賦手数料への反映等)についてご教示願います。 | 当該移転補償費については、平成34年3月までに確定し、設計及び工事業務のサービスの対価の一部として支払います。 |
| 8 | 6 | 第1総則 | 12.諸条件 | (3) | 2) | 復旧対象施設 | 対象施設として植樹柵がありますが、樹木の植栽及び移植等は考慮しなくて良いという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

要求水準書に関する質問と回答

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|----|------------|---------------|------|-----|--------------------|--|---|
| 9 | 7 | 第1 総則 | 12.諸条件 | (4) | | 既存ストックの活用 | 既存ストック活用に際して、貸与資料による設備条件で全て活用できると判断し提案してよろしいでしょうか。詳細設計段階で補修が必要と判断された場合の費用負担の考えについてご教示願います。 | 前段:ご理解のとおりです。 後段:現時点で補修は考えていません。 |
| 10 | 7 | 第1 総則 | 15.事業期間終了時の水準 | | | | 『なお、事業契約期間終了日の約2年前から維持管理対象施設の維持管理業務に係る必要事項や申し送り事項・・・』と記載がありますが 要求水準書 25P (第4 維持管理業務/1. 基本事項/ (4) 提出書類/ 2) 業務報告書) において、実施状況の提出後確認をいただくので、最終年度の業務報告書提出の際に、上記内容について実施するという理解でよろしいでしょうか。 | 業務報告書の内容の他、約2年前から、必要に応じて、維持管理業務に係る必要事項や申し送り事項を作成のうえ、協議をお願いします。 |
| 11 | 9 | 第2 設計業務 | 1.基本事項 | (1) | | 一般事項 | 『地域住民等関係機関と、必要な調整を行うものとする。』と記載がありますが、地域住民等関係機関および必要な調整とは、どのようなものを想定されているのかご教示願います。 | 詳細設計を進めるうえで必要な事項の調整を想定しています。 |
| 12 | 9 | 第2 設計業務 | 1.基本事項 | (1) | | 一般事項 | 本項に、『新技術・新工法等の提案を積極的に行うこと。』と記載がありますが、提案書評価基準・加算点項目の、設計基準に関する事項の評価項目には特に記載が見当たりません。新技術・新工法の提案においては、評価対象外ということになるのでしょうか。ご教示願います。 | 事業者選定基準の評価基準に合わせて提案して下さい。新技術・新工法等の提案の如何によって評価が変わるものではありません。 |
| 13 | 10 | 第2 設計業務 | 1.基本事項 | (4) | | 設計体制と管理技術者の配置・進捗管理 | 『事業者は、設計業務の管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。』と記載がありますが、照査技術者及び担当技術者の資格要件についてご教示願います(管理技術者の資格要件は実施方針で明記されています)。また、各々の技術者について重複は可能なのでしょうか。 | 前段:照査技術者及び担当技術者の資格要件はございません。 後段:管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、それぞれ技術者を配置してください。 |
| 14 | 12 | 第2 設計業務 | 1.基本事項 | (10) | | 既存施設の所有者からの同意 | 『既存施設を活用する場合は、占有業者より同意を得ることとする』と記載がありますが、これは、応募者が落札後に、活用する既存施設の占有業者に同意を得るという理解でよろしいでしょうか。 落札後、活用予定の占有業者に同意を得られず、大幅な設計の修正を余儀なくされ、契約額を大幅に超過する計画とならざるを得なくなった場合のリスクも見込んで入札することを前提(落札者決定の総合評価の計算式を勘案し)とし、計画修正による大幅な金額の変更は、設計変更の対象外という理解でよろしいでしょうか。 | 要求水準書p.12、「(10)既存施設の所有者からの同意」については、四国地方整備局が行います。 現時点では、活用予定の占有業者の同意を得られないことは想定しておりません。 |

要求水準書に関する質問と回答

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|----|------------|----------|------|-----|---------------|--|--|
| 15 | 12 | 第2 設計業務 | 1.基本事項 | (10) | | 既存施設の所有者からの同意 | 『既存ストックを活用しない設計にする場合、事業者は既存ストックの占有業者より設計変更について同意を得ることとする。』と記載がありますが、既存ストック未活用が前提での提案を実施し落札した場合において、占有業者に同意を得られなかった場合はどのような扱いになるのでしょうか。既存ストック未活用が前提となると、既存ストックを活用する工事を行う者の資格要件も不要となるため、グループ企業で応募する場合の企業構成が変わる要素も含んでいると考えます。既存施設の所有者からの同意が得られなかった場合においても、大幅な設計の修正を余儀なくされ、契約額を大幅に超過する計画とならざるを得なくなった場合のリスクも見込んで入札することを前提（落札者決定の総合評価の計算式を勘案し）とし、計画修正による大幅な金額の変更は、設計変更の対象外という理解でよろしいでしょうか。 | 質問回答No.14を参照下さい。 |
| 16 | 13 | 第2 設計業務 | 2.事前調査業務 | (1) | ア) | 現地踏査 | 当初現地踏査で把握し、設計反映後に申請された切り下げ部が起因となる不具合(特殊部設置不可等)については、設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。 | 詳細設計後に切り下げ部が起因となる不具合(特殊部設置不可等)については、設計変更の対象とします。 |
| 17 | 13 | 第2 設計業務 | 2.事前調査業務 | (2) | ア) | 試掘調査 | 見積参考資料の工事数量総括表(H30設計業務(試掘調査))には、試掘調査費が1式と示されており、事業費の算出が不可と考えますが、試掘箇所数および試掘位置等の資料開示はないのでしょうか。ご教示願います。 | 見積参考資料に数量総括表に関する参考資料として追加提示します。 |
| 18 | 14 | 第2 設計業務 | 3.詳細設計業務 | (1) | ア) | 基本的な考え方 | 実施方針におけるリスク分担表においては、予備設計はあくまでも参考であり、その参考資料の瑕疵による増加費用又は損害について事業者負担となっていますが、この考えから、今回のPFI事業で実施する詳細設計については、設計業務等標準積算基準書による、予備設計成果がない場合の補正(+30%)を適用可能と考えてよろしいでしょうか。 | 予備設計を実施しているため、予備設計成果がない場合の補正(+30%)は適用しません。 |
| 19 | 14 | 第2 設計業務 | 3.詳細設計業務 | (1) | ア) | 基本的な考え方 | 『詳細設計にて実施する試掘調査結果や関係機関協議会等における要望事項などを反映させ実施すること。』とありますが、要望を反映させ実施した事により、施工費や事業期間が変更となった場合においては、設計変更対象となる理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 20 | 14 | 第2 設計業務 | 3.詳細設計業務 | (2) | | 設計条件の整理 | 『また、将来の道路計画について把握し、問題点を整理すること。』と記載がありますが、将来の道路計画が、電線共同溝の配線計画等に及ぼす問題点を指しているのでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

要求水準書に関する質問と回答

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|----|------------|----------|-----|----------|---------|---|---|
| 21 | 14 | 第2 設計業務 | 3.詳細設計業務 | (2) | イ) | 設計条件の整理 | 道路復旧について協議事項の記載がありますが、電線共同溝入線完了後の道路復旧は、提案書作成時に一定条件が示されないと、工事費用の算出が不可能と考えます。道路復旧は、条件変更における費用の増減が著しいことから、復旧範囲の条件等を示していただけないでしょうか。または、条件等の変更の場合は設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。本質問については、実施方針公表時の、実施方針に関する質問と回答(No.12)において、『条件については、入札公告時に示します。』との回答でしたが条件が示されておりません。また、資料4及び資料8には、復旧範囲が明記されておりません、復旧範囲についてもご教示願います。 | 復旧数量は、入札説明書(添付8)見積参考資料に記載されている、電線共同溝工事の舗装版破碎に示した㎡数として下さい。 また、復旧仕様については、要求水準書別紙8_道路仮復旧・本復旧図面を参照下さい。 |
| 22 | 14 | 第2 設計業務 | 3.詳細設計業務 | (2) | エ) オ) | 設計条件の整理 | 支障移転、計画工事については、関係機関との協議後、PFI事業計画に反映することになりますがよろしいでしょうか。また、支障移転、計画工事を反映の結果、工期に変更が生じる場合においては、要求水準書/資料4/第32条支障物件 に記載される内容通り、四国地方整備局と協議という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 23 | 14 | 第2 設計業務 | 3.詳細設計業務 | (2) | オ) | 設計条件の整理 | 松山市上水道および下水道の新設・布設替の計画があることは示されていますが、事業規模・スケジュール感の記載がありません。PFI事業の全体計画を構成するにあたっては非常に重要な問題と捉えますが、上下水道工事が起因でのPFI事業遅延等の不具合については設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 24 | 14 | 第2 設計業務 | 3.詳細設計業務 | (2) | オ) | 設計条件の整理 | 松山市上水道および下水道の布設替えの計画について、実施方針公表時の、実施方針に関する質問と回答(No.14)において、『上下水道工事は影響を及ぼさないと想定しています』との回答でしたが、時期・規模及び範囲について、平面図記載内容以外の事項についてご教示頂けないでしょうか。また、実施方針公表時の、実施方針に関する質問と回答(No.15)において、『支障移転費用は本事業に含まれます。』との回答でしたが、上下水道工事は公益事業者の工事であり、本PFI事業とは工期及び埋設位置調整以外には無関係と考えますが、いかがでしょうか。 | 支障移設が生じる場合は、原因者負担の考えから支障移転費用も本事業にて負担する費用と考えます。 また、施工については支障物移転の対象となる企業者にて実施していただくことを想定しています。 |

要求水準書に関する質問と回答

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|----|------------|----------|-----|-----|---------|--|--|
| 25 | 15 | 第2 設計業務 | 3.詳細設計業務 | (2) | キ) | 設計条件の整理 | 本項には、導入可能な低コスト手法の活用について記載されていますが、安来地区電線共同溝PFI事業においては、入札前に代替技術提案要領に基づき手法・部材等の採決を決定する手法が採用されています。詳細設計時に関係機関との協議・調整を実施しながらの導入となると、落札額から大きく変動することが予測されますが、これらは全て設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。また、低コスト手法導入の現在のステータスは、モデル事業での実施の域であり、明確に確立した技術は確立されていないものと理解しています。管路性能要求条件についても、各地方整備局管内においての考え方に相違があると思いますが四国地方整備局管内では、導入可能な手法についてどのような考え方をお持ちであるか、ご教示願います。 | 前段：ご理解のとおりです。 後段：低コスト手法の導入については、詳細設計時に導入可能な手法について、参画業者との協議により、同意が得られれば設計に反映させるものとします。 |
| 26 | 15 | 第2 設計業務 | 3.詳細設計業務 | (2) | キ) | 設計条件の整理 | 国土交通省道路局事務連絡『「電線共同溝の整備の適切な実施について」の運用について』(H29.8.1)で示される、参画条数の考え方については適用の方向でしょうか。詳細設計時の設計条件としては重要な項目になると考えます。ご教示願います。 | 適用します。 |
| 27 | 15 | 第2 設計業務 | 3.詳細設計業務 | (3) | 2) | 特殊部 | 『地上機器は、トランスを照明柱に共架するソフト地中化タイプを基本とすること。』と記載がありますが、周辺路線においては、トランス柱での整備が基本であり、四国電力様も了承済みという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 28 | 15 | 第2 | 3 | (3) | 2) | 特殊部 | 『地上機器は、トランスを照明柱に共架するソフト地中化タイプを基本とすること。』と記載がありますが、その費用算出についての条件について、実施方針公表時の、実施方針に関する質問と回答(No.20)において、『条件については、入札公告時に示します。』とに回答でしたが条件が示されておりません。入札時には標準構造の照明柱での費用算出と考えてよろしいのでしょうか。電力事業者の検討資料等、費用算出条件の提示をお願いします。 | 見積参考資料に数量総括表に関する参考資料として追加提示します。 |
| 29 | 15 | 第2 設計業務 | 3.詳細設計業務 | (3) | 3)② | 連系管 | 実施方針公表時の、実施方針に関する質問と回答(No.22)において『連系設備についてもPFI事業者が電線共同溝利用者に委託することとなる』との回答でしたが、電線共同溝利用者への委託費用についても本PFI事業費用に含まれるという理解になるのでしょうか。それとも要求水準書 6Pに記載される『本事業の整備対象施設概要一覧表』に示される内容が本事業の整備対象であり、連系・引込管路について構成に含まなかった場合は、電線共同溝利用者工事の依頼・調整という理解になるのでしょうか。委託の定義についてご教示願います。 | 電線共同溝利用者への委託費用についても本PFI事業費用に含みます。 なお、必要となる経費については設計変更の対象とします。 |

要求水準書に関する質問と回答

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|----|------------|---------------|-----|-----|-------------------|--|--|
| 30 | 16 | 第2 設計業務 | 4.設計業務に係る調整業務 | (3) | | 支障物件等調査及び移転協議 | 支障物件等の移転工事費用は本事業に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。 | 支障物移設費については本事業に含みます。但し、移設範囲が現時点で不明確であり、詳細設計完了後の変更対象とします。入札時は実績等を鑑み全体工事費の20%を計上して下さい。 |
| 31 | 17 | 第2 設計業務 | 4.設計業務に係る調整業務 | (4) | | 家屋調査、地下水(井戸水)調査等 | 実施方針公表時の、実施方針に関する質問と回答(No.27)において『「道路端から40mの住民…」を「道路端から本工事影響範囲と想定される住民…」に修正します』との回答でしたが、今回の記載修正内容では本工事の影響範囲が判断できないと考えます。本工事の影響範囲(戸数)についてお示しただけないでしょうか。 | 影響範囲については実施設計にて確定します。入札時には、見積参考資料に数量総括表に関する参考資料として追加提示します。 |
| 32 | 17 | 第2 設計業務 | 4.設計業務に係る調整業務 | (4) | | 家屋調査、地下水(井戸水)調査等 | 『井戸の使用目的と使用料、水位を調査することとし、実施時期は、工事着手1年前から工事完成1年後までとする。』とありますが、詳細設計業務のために実施する試験掘りは該当しないとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 33 | 17 | 第2 設計業務 | 4.設計業務に係る調整業務 | (4) | | 家屋調査、地下水(井戸水)調査等 | 『実施時期は、工事着手1年前から工事完成1年後までとする。』と記載ありますが、事業対象を年度毎に工区割りし、その工区に対しての工事着手1年前、工事完成1年後という理解でよろしいでしょうか。 | 全工区を通して、工事着手1年前から工事完成1年後までとします。 |
| 34 | 17 | 第2 設計業務 | 4.設計業務に係る調整業務 | (5) | | 入線業者等との電線共同溝の協議 | 入線業者としては 誤： NTTインフラネット 正： 西日本電信電話株式会社 ではないでしょうか。 | ご理解のとおりです。 なお、要求水準書を修正します。 |
| 35 | 17 | 第2 設計業務 | 4.設計業務に係る調整業務 | (5) | | 入線業者等との電線共同溝の協議 | 入線業者等との電線共同溝の協議に関して、入線業者内に『松山市』、『松山市公営企業局』、『KDDI』、『四国ガス株式会社』の記載がありますが、見積資料内の図面には情報が記載されていません。将来的な入線時の調整先という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 36 | 17 | 第2 設計業務 | 4.設計業務に係る調整業務 | (6) | | 入線業者等と引込管及び連系管の協議 | 本項において、『電線共同溝と引込管、連系管の同時施工について、調整を行うこと』と記載があることから、同時施工の調整は標準実施と読み取れますが、第1 総則／12.諸条件／(2)表-1下の『※連系・引込管路については、既存占有者との調整により、構成に含めることができる。』の但し書きより、同時施工を実施しても、本事業への構成に含めるか否かは事業者の任意という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

要求水準書に関する質問と回答

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|----|------------|-----------------------|-----|-----|-------------------|---|--|
| 37 | 17 | 第2 設計業務 | 4.設計業務に係る調整業務 | (6) | | 入線業者等と引込管及び連系管の協議 | 『引込管と連系管に係る費用については、四国地方整備局と協議して決定する。』とあります。実施方針公表時の、実施方針に関する質問と回答(No.30)において、『契約及び支払いについては、引込管路・連系管路が本事業に含む場合は、全て事業者が行うことを想定しています。』との回答でしたが、本事業に全て含む場合は電線管理者の委託費についてはどのように考えるべきなのでしょうか。ご教示願います。 | 電線管理者の委託費用も本事業に含みます。 なお、必要となる経費については設計変更の対象とします。 |
| 38 | 19 | 第3 工事業務 | 1.基本事項 | (3) | | 業務期間 | 本項に記載される『不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由』には、支障移転も含まれるのでしょうか。ご教示願います。 | ご理解のとおりです。 |
| 39 | 20 | 第3 工事業務 | 1.基本事項 | (5) | | 完成検査及び完成(引渡)検査 | 要求水準書 20P (7) 中間技術検査により、各年度末において実施し、是正・改善事項がなかった検査対象項目等は、完成検査及び完成(引渡)検査では対象外という理解でよろしいでしょうか。 | 完成検査及び完成(引渡)検査の対象とします。 |
| 40 | 21 | 第3 工事業務 | 2.既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務 | | | | 本項記載文からは、電線共同溝の建設に係わる工事において支障となる物件は、事業者が移設・解体撤去及び復旧を行うように読み取れますが、要求水準書 6Pに記載される『本事業の整備対象施設概要一覧表』に示される内容が本事業の整備対象であり、未記載の移設工程については事業費に含まず、占有者との協議および工事調整を実施するという理解でよろしいでしょうか。 | 事業者が移設・解体撤去及び復旧を行うこととなります。 |
| 41 | 21 | 第3 工事業務 | 2.既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務 | | | | 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務に関しては、見積参考資料工事数量総括表内の、『支障物移設工』がその業務に該当するという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 42 | 21 | 第3 工事業務 | 2.既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務 | | | | 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務に関しては、見積参考資料内に対応する図面等の資料がありませんが、追加資料として提示があるのでしょうか。ご教示願います。 | 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務に関しては詳細設計完了後に確定し、本数量は設計変更とします。 入札時においては全体工事費の20%を仮定して計上して下さい。。 |
| 43 | 21 | 第3 工事業務 | 3.工事監理業務 | | | | 工事監理業務に関して、工事監理業務報告書(業務月報)の提出は電子メールを活用し業務を行っても良いのでしょうか。 | 電子メールを活用して下さい。 |

要求水準書に関する質問と回答

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|----|--------------|---------------|-----|-----|-----------------|---|---|
| 44 | 22 | 第3 工事業務 | 5.工事業務に係る調整業務 | (3) | | 隣接家屋・店舗等との出入口調整 | 『隣接家屋・店舗等との出入口については、道路管理者との協議に基づき幅員・構造・舗装構成を調整するものとする。』及び『四国地方整備局が交通管理者と協議して決定するものとする。』とありますが、入札段階においては想定で見込みますが、変更となる事が想定されることから、設計変更という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 45 | 22 | 第3 工事業務 | 5.工事業務に係る調整業務 | (3) | | 隣接家屋・店舗等との出入口調整 | 実施方針公表時の、実施方針に関する質問と回答(No.40)において、『入札公告時に示します。』との回答でしたが、特に何も示されておりません。歩道の民地側への擦り付けに関する費用について、何かを示して頂けるのでしょうか。 | 歩道の民地側への擦り付けに関する費用は現時点では想定していません。 |
| 46 | 25 | 第4 維持管理業務 | 1.基本事項 | (2) | 表-4 | 業務報告書と提出時期 | 添付すべき資料に、『電線共同溝管理台帳の作成』、『情報BOX台帳の修正』と記載があることから、電線共同溝管理台帳は無いため新規で作成をし、情報BOX台帳は既存のものを修正、と読み取れますがその理解でよろしいでしょうか。また既存の管理台帳があるのであれば、仕様の開示をいただけないでしょうか。 | 前段：ご理解のとおりです。 後段：既存の管理台帳はございません。 |
| 47 | 25 | 第4 維持管理業務 | 1.基本事項 | (2) | 表-4 | 業務報告書と提出時期 | 添付すべき資料に、『敷地調査図の修正』と記載がありますが、敷地調査図は開示されているのでしょうか。ご教示願います。 | 維持管理着手前に貸与します。 |
| 48 | 25 | 第4 維持管理業務 | 1.基本事項 | (5) | 1) | 苦情等への対応 | 『事業者は、市民や電線共同溝利用者等からの維持管理に関する苦情・要望等に対し、・・・』と記載がありますが、『電線共同溝利用者等』とは、要求水準書P17(第2 設計業務/4.設計業務に係る調整業務/ (5)入線業者等との電線共同溝の協議)に記載されている入線業者等を指しているという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 49 | 26 | 第4 維持管理業務 | 1.基本事項 | (5) | 3) | 災害時・非常時の対応 | 『火災、防犯等の警報装置が発報した場合は、現場に急行し、・・・』と記載がありますが、本事業の維持管理業務においては、警報装置の設置・運用等は想定していませんが、どのように想定されているのか、ご教示願います。 | 安全面に関する提案事項等により警報装置の設置・運用等を考慮する場合の規定とご理解下さい。 |
| 50 | 26 | 第4 維持管理業務 | 1.基本事項 | (7) | 3) | 打合せ | 『抜柱、入線等の調整のための協議時(実施時期は適宜)』と記載がありますが、維持管理業務に含まれるのでしょうか。この協議については、現時点で実施時期や回数等を想定する事は困難であるため、変更対象という理解でよろしいでしょうか。 | 前段：抜柱、入線等の調整のための協議も維持管理業務に含まれます。 後段：ご理解のとおりです。 |

要求水準書に関する質問と回答

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|----|------------------|-------------------------|-----|-----|-------------|--|---|
| 51 | 26 | 第4 維持管理業 務 | 2.点検・補修業 務 | (1) | | 一般事項 | 『なお、補修及び対応に関する費用負担については・・・』と記載がありますが、変更対象という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 入札時には、H31-33電線共同溝工事費の0.5%(10年間分)を仮定して計上して下さい。 |
| 52 | 27 | 第4 維持管理業 務 | 2.点検・補修業 務 | (2) | イ) | 要求水準 | 『日常点検は、特殊部の鉄蓋を車上からの目視点検を2日に1回程度実施すること。』と記載がありますが、点検が頻繁であり費用がかさむ事が想定されます。鉄蓋摩耗及び鉄蓋のガタツキ等は、車上からの目視点検等で確認するのは困難であることから、点検方法等については、事業者と四国地方整備局間での協議で決定したいと考えますが如何でしょうか。ご教示願います。 | 具体の点検方法については、別途協議とします。 |
| 53 | 27 | 第4 維持管理業 務 | 2.点検・補修業 務 | (3) | 1) | 点検 | 『四国地方整備局が道路巡回時に異常を発見した場合は、・・・』とありますが、事業対象区域内のみが該当するという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 54 | 28 | 第4 維持管理業 務 | 3.台帳作成・管 理業務 | (3) | 1) | 管理台帳の作 成 | 『ハンドホール管理平面図』、『ハンドホール側面図・入線状況一覧表』、『ハンドホール鍵保管一覧表』とありますが、『特殊部』との設備区分の棲み分けはどのようになっているのでしょうか。ご教示願います。 | 特殊部も同様に、『特殊部管理平面図』、『特殊部側面図・入線状況一覧表』、『特殊部鍵保管一覧表』が必要とお考え下さい。 |
| 55 | 29 | 第4 維持管理業 務 | 4.維持管理業 務に係る調整 業務 | (3) | 1) | 協議・調整 | 『事業者が行う管路利用の管理とは、電線共同溝利用者の台帳閲覧申請、電線共同溝の入溝に関する事務とする。』と記載がありますが、『電線共同溝利用者等』とは、要求水準書P17(第2 設計業務/4.設計業務に係る調整業務/ (5)入線業者等との電線共同溝の協議)に記載されている入線業者等を指しているという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 56 | 29 | 第4 維持管理業 務 | 4.維持管理業 務に係る調整 業務 | (3) | 1) | 協議・調整 | 『事業者が行う管路利用の管理とは、電線共同溝利用者の台帳閲覧申請、電線共同溝の入溝に関する事務とする。』とありますが、入溝に関する事務を実施するために必要な機材や資料等は、貸与していただけるのでしょうか。また、実施期間は、本施設の完成・引渡し(平成34年3月頃)から本事業完了(平成44年3月末)までという理解でよろしいでしょうか。 | 前段:入溝に関する事務を実施するために必要な資料等は貸与します。 後段:ご理解のとおりです。 |
| 57 | 29 | 第4 維持管理業 務 | 4.維持管理業 務に係る調整 業務 | (3) | 1) | 協議・調整 | 『事業者が行う管路利用の管理とは、電線共同溝利用者の台帳閲覧申請、電線共同溝の入溝に関する事務とする。』とありますが、具体的にはどのようなものを想定されているのかご教示願います。 | 台帳閲覧申請があった場合の申請台帳への記載や電線共同溝入溝に関する鍵の貸し出しや保管などを想定しています。 |

要求水準書に関する質問と回答

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|----|-------|----------------------------|-----|-----|----------|--|---|
| 58 | | 資料3-1 | 事業対象区域 図(設計業務・ 工事業務) | | | | 標準横断図にある橙色の部分(本体の上部付近)は何を示しているのでしょうか。舗装本復旧範囲を示しているのでしょうか。 | 電線共同溝工事に伴う舗装復旧範囲です。 |
| 59 | | 資料3-2 | 事業対象区域 図(維持管理業 務) | | | | 標準断面図では照明柱は維持管理対象外と見受けられますが、トランス柱になった場合も維持管理対象外との理解でよろしいのでしょうか。 | トランス部に関しては維持管理の対象となります。 |
| 60 | | 資料4 | 第5条 | | | 設計変更について | 設計変更等について、地域外からの労働者を確保せざるを得ない場合が生じた際は、労働者確保に要する費用に関して設計変更の対象となるのでしょうか。ご教示願います。 | 地域外から労働者を確保せざるを得ないと認められる事由が明らかな場合は設計変更の対象と考えます。 |
| 61 | | 資料4 | 第47条 | | | 植栽工(移設) | 植栽工(移設)に関して、植栽の移設先等に関しては四国地方整備局より指示があると考えてよろしいのでしょうか。ご教示願います。 | ご理解のとおりです。 |
| 62 | 11 | 資料6 | 第2条 | | | 鍵の保管 | 本項には、四国地方整備局の電線共同溝保安細則が記載されていますが、本PFI事業における鍵の保管は誰がやるのでしょうか。ご教示願います。 | 事業者が行います。 |

様式集及び記載要領に関する質問と回答

| No. | 頁 | 様式番号 | 様式名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|---|--------------|------------------------|---|--|
| 1 | | 4. 提出書類の記載要領 | (3)その他 ④貸与資料申し込み時の提出書類 | 『応募グループを構成する場合は企業毎に書類を提出すること。』とありますが構成企業、協力企業が未決定の段階においては、構成企業が決定した段階での後付けの提出でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 2 | | 2-2 | 設計業務を行う者の参加資格要件に関する書類 | 3項及び4項は、入札説明書P6(1)設計企業の参加資格要件内の「設計業務に係る調整業務」のみを実施する者への要件だと思われませんが、設計企業の参加資格要件でないとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 3 | | 2-4 | 工事業務を行う者の参加資格要件に関する書類 | 3項において、『(ただし、既存ストック所有者の電気通信設備に影響を及ぼす場合がある工程については、当該工程の施工実績のある会社であることを証する書類)を本様式の後(うしろ)に添付します。』と記載がありますが、この記載については ・電気通信工事業の許可を受け、かつ経営審査事項1,000点以上 ・既存ストック所有者の電気通信設備に影響を及ぼす場合がある工程については、当該工程の施工実績のある会社 という2つの条件にかかるものという理解でよろしいでしょうか。 2つの条件にかかる場合については、記載の修正をお願いします。 | ご理解のとおりです。 なお、様式2-4を修正します。 |
| 4 | | 2-8 | 添付資料提出確認書 | 提出部数は各1部でよろしいでしょうか。 | 各1部で結構です。 |
| 5 | | 2-8 | 添付資料提出確認書 | VIの使用印鑑届とは、既に貴局に提出してある、入札手続きに係る委任状(代表者から支店長等)の写しでよいでしょうか。 | 使用印鑑届は、写しではなく「正」を提出して下さい。 |
| 6 | | 2-8 | 添付資料提出確認書 | VIIとVIIIは納税証明書(その3の3)で兼ねてよろしいでしょうか。 | 兼ねることで構いません。 |
| 7 | | B-3-③ | 資金収支計画 | SPCを設立しない場合、配当IRR、DSCRはどのように算定すべきでしょうか。 | 様式B-3-③資金収支計画の備考※1に記載のとおり、本事業遂行のためSPCを設立するものとして記載して下さい。 |
| 8 | | B-3-⑥ | 工事費内訳書 | 注意書きに『注)3.事業費内訳書(様式B-3-⑤)等と整合させること』と記載されていますが、この整合とは、様式B-3-⑥の表に記載されている工事区分、工種、種別、細別及び金額を、様式B-3-⑤に該当する小計(金額)とを整合するとの理解でよろしいでしょうか。また、様式B-3-⑤に記載されている工種区分であれば全て単位と数量は「1式」となりますがよろしいでしょうか。 | 様式B-3-⑥は、様式B-3-⑤の内訳(一次代価)を示してください。 様式B-3-⑥の表に記載する工事費内訳の小計(金額)が、様式B-3-⑤のそれぞれの項目の金額と整合するように作成下さい。 |

様式集及び記載要領に関する質問と回答

| No. | 頁 | 様式番号 | 様式名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|---|-------|--|--|-------------------------------|
| 9 | | B-3-⑦ | 歩掛見積書 | 様式B-3-⑦歩掛見積書と、様式B-3-⑥工事費内訳書が整合するには、細別まで細分化する必要があります。入札提案時に提出する工事費内訳書及び歩掛見積書のボリュームは入札説明書(添付9)の『見積参考資料』と同等のボリューム(数十枚)との理解でよろしいでしょうか。 | 細別まで細分化した見積一式を提出下さい。 |
| 10 | | G-1 | 『基礎審査項目チェックシート』 4.設計業務に係る調整業務 (5)入線業者等との電線共同溝の協議 | 入線業者としては 誤：NTTインフラネット 正：西日本電信電話株式会社 ではないでしょうか。 | ご理解のとおりです。 なお、様式G-1を修正します。 |

業績等監視及び改善要求措置要領に関する質問と回答

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|----|----------------------|-----|-----|----------|----------------------------|---|---|
| 1 | 2 | 別紙4 業績等の監視及び改善要求措置要領 | 第2 | 1 | (2) ① | 書類による確認 | 本項に記載される『以下の提出書類』において、SPCを設立しない場合に提出すべき資料をお示ください。 | 財務に関する書類が必要です。財務に関する書類とは、プロジェクト単体のキャッシュフロー計算書及び損益計算書、並びに代表企業及び構成員の貸借対照表、損益計算書及び株式資本等変動計算書を提出してください。SPCの事業報告書及びSPCの株主総会及び取締役会議事要旨は提出の必要はありません。 |
| 2 | 12 | 別紙4 業績等の監視及び改善要求措置要領 | 第7 | 1 | (2) | 維持管理に係わる提案等の要求水準の未達成による減額等 | 『当該内容に係る維持管理費の減額』と記載がありますが、減額を行う維持管理業務の区分をお示ください。 | 点検・補修業務、台帳作成・管理業務、維持管理業務に係る調整業務の要求水準が達成されていない全ての項目です。 |

事業費の算定及び支払方法に関する質問と回答

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|---|-------------------|--------------|------------|-----|---------|---|---|
| 1 | 1 | 第1.事業費の構成 | 1.事業費の構成 | | | | 『本事業を実施するために事業者が必要とする費用(以下「その他費用」という。)から構成されるものとする。』と記載がありますが、「その他費用」とは、具体的にどのようなものを想定されているのか、ご教示願います。 | P2、表1.事業費の内訳、③その他費用に記載のとおりです。 |
| 2 | 2 | 第1.事業費の構成 | 2.事業費の内訳 | 表1 | | 事業費の内訳 | ③その他の費用に『保険料』と記載がありますが、保険料の適用業務・内訳については、設計業務、工事業務、維持管理業務の各業務に付保する保険料という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 3 | 3 | 第2.事業費の算定及び支払方法 | 2.支払方法の基本的事項 | | | | 本施設の早期完成・引渡を行った場合、施設費の支払はどのように取り扱われるかをご提示ください。 | 本施設の早期完成・引渡を行った場合にも、第1回目の支払時期は、平成34年4月1日以降事業期間にわたり、年1回、全10回支払います。 |
| 4 | 3 | 第2.事業費の算定及び支払方法 | 2.支払方法の基本的事項 | | | | 本施設の早期完成・引渡を行った場合、第1回目の支払の対象業務期間が長くなりますが、この場合でも全10回の支払額は同額とするのでしょうか。また、入札提案時点で早期完成・引渡を提案する場合も上記の方法による入札額としてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 5 | 5 | 第3.事業費の確定 | | (2) (3) | | | (2)設計業務完了時、(3)本施設の引渡日の30日前までの各段階で、設計変更処理を行うという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 6 | 5 | 第3.事業費の確定 | | (2) | | 設計業務完了時 | 『事業費の内訳を修正する。』と記載がありますが、全体事業費の増減を含めた修正という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 7 | 0 | 第5.入札価格及び落札価格との関係 | | | | | 『消費税率については、第二次審査資料及び入札書の提出時の消費税率を適用することとする。』と記載がありますが、平成31年10月から消費税率10%への変更見込みであるため、変更となった場合の扱い(施設整備費の割賦手数料等)についてご教示願います。 | 消費税率が変更となった場合には、事業費を改定します。 |

事業者選定基準に関する質問と回答

| No. | 頁 | 項目名 | 条 | 項 | 号 | 質問内容 | 回答 |
|-----|---|----------------------|---|---|---|--|-------------------------------|
| 1 | 4 | 3) 総合評価 ② 評価内容の公表 | | | | 加算点項目の公表については、四国地方整備局が最終的に決定した加算点と同様に、有識者等における審査結果についても公表するのと理解でよろしいでしょうか。 | 有識者等委員会での審査結果も踏まえた最終結果を公表します。 |

基本協定書(案)に関する質問と回答

| No. | 頁 | 項目名 | 条 | 項 | 号 | 質問内容 | 回答 |
|-----|---|-------|---|---|-----|--|--|
| 1 | 1 | 用語の定義 | 1 | 1 | (9) | SPCを設立しない場合、応募グループから直接受託又は請け負う企業についても協力企業という位置付けになるのでしょうか。ご教示願います。 | SPCを設立しない場合、応募グループ(代表企業)から、直接受託又は請け負う企業は構成企業となります。協力企業は、SPCを設立する場合にのみ適用され、SPCに出資はしないが、SPCより業務を受託し又は請負うことを予定する者となります。 |
| 2 | | | | | | 基本協定書を締結する目的は、SPC設立まで一般的には2～3ヶ月要するため、落札者決定～契約までの期間の取り決めごとを定めるとの理解でよろしいでしょうか。 | 基本協定書は第13条第1項の定めのとおり、事業契約締結後も引き続き効力を有します。 |

見積参考資料に関する質問と回答

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|--------|-------------------|---------------|-----|-----|----------------|--|--|
| 1 | 3 | 特記仕様書 (詳細設計業務) | 電線共同溝詳細設計 | 2 | | 1. 橋梁添架設計(管路) | 『橋梁部(天山橋)の橋梁添架設計を行うものとする。』と記載がありますが、工事数量総括表に橋梁添架の記載がありません。数量表の提示をお願いします。または、詳細設計完了後に追加契約となるのでしょうか。ご教示願います。 | 橋梁添架(工事)については設計変更の対象とします。 |
| 2 | 1 2 | 特記仕様書 (定期点検業務) | | | | | 定期点検業務の点検要領(補修基準含む)については記載がありませんが、別途提示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | 別途資料を提示します。 |
| 3 | | 特記仕様書 | | | | | 特記仕様書において(工事)の記載がありません。(詳細設計業務、管理台帳作成業務、定期点検業務)と同様の詳細内容をご教示願います。 | 要求水準書添付資料4要求水準書添付資料4土木共通仕様書及び電気通信設備工事共通仕様書に対する特記及び追加仕様事項(案)を参照下さい。 |
| 4 | 2 | 数量総括表 | H30詳細設計業務 | | | 照明柱基礎設計 | 数量総括表によると、照明柱基礎設計は東石井地区3箇所、天山地区3箇所となっていますが、合計6パターンの基礎設計を行うという理解でよろしいでしょうか。(照明基礎工事は全区間で100箇所あります) | ご理解のとおりです。 |
| 5 | 2 | 数量総括表 | H30詳細設計業務 | | | 関係機関打合せ協議 | 関係機関協議は、要求水準書 P17 に示される、6機関(四国電力、NTTインフラネット、STNet、KDDI、愛媛CATV、四国ガス)ではないでしょうか。(見積参考資料では4機関となっています。) | 特記仕様書に記載のとおりです。 |
| 6 | 1 | 数量総括表 | H31-33電線共同溝工事 | | | 仮設工 | 工事用道路工の仮設舗装(1号)1式、仮設舗装(2号)1式の数量をご教示願います。 | 見積参考資料に数量総括表に関する参考資料として追加提示します。 |
| 7 | 1 | 数量総括表 | H31-33電線共同溝工事 | | | 仮設工 | 交通管理工の交通誘導警備員(A)1式、交通誘導警備員(B)1式の人数(数量)をご教示願います。 | 要求水準書添付資料4土木共通仕様書及び電気通信設備工事共通仕様書に対する特記及び追加仕様事項(案)第12条の2. を参照下さい。 |
| 8 | 3 4 | 数量総括表 | H31-33電線共同溝工事 | | | 電線共同溝工 埋設管路 | 埋設管路においては、直管と曲管の数量区分の記載がありません。直管と曲管の数量区分をご教示願います。 | 当初予定は全て直管で数量計上しています。なお、詳細設計完了後に設計変更の対象とします。 |

見積参考資料に関する質問と回答

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|--------|-------|---------------|-----|-----|------------------|---|--|
| 9 | 4 | 数量総括表 | H31-33電線共同溝工事 | | | 電力系の管種について | 電力系管路は契約図を含み規格はSVPとなっていますが(天山橋部除く)、貸与資料内での整理(H28予備設計報告書の議事録、設計図)と異なる仕様となっています。変更の理由についてご教示願います。 | 標準型であるSVPで計上しています。 |
| 10 | 4 | 数量総括表 | H31-33電線共同溝工事 | | | 電線共同溝工埋設管路(ホディ管) | 埋設管路(ホディ管)においては、鞘管固定管(起点・終点用)の記載がありません。数量をご教示願います。 | 詳細設計完了後に設計変更の対象とします。 |
| 11 | 5 | 数量総括表 | H31-33電線共同溝工事 | | | プレキャストボックス工(特殊部) | プレキャストボックス工(特殊部)においては、電力管・通信管ダクトスリーブの記載がありません。数量をご教示願います。 | 詳細設計完了後に設計変更の対象とします。 |
| 12 | 5 6 | 数量総括表 | H31-33電線共同溝工事 | | | 付帯設備工 | 付帯設備工の付帯設備工事費一式の内容(項目)と数量をご教示願います。 | 付帯設備工は、電線共同溝に必要なステップ、電線引込用金具、排水施設等電線共同溝の管路部及び特殊部に付帯して設置する施設とし、詳細設計完了後の変更対象と考えます。 付帯設備工事費見積参考資料については数量総括表に関する参考資料として追加提示します。 |
| 13 | 7 8 | 数量総括表 | H31-33電線共同溝工事 | | | 道路附属施設工 | 照明設備工の照明設備設置費1式の内容(項目)と数量をご教示願います。 | 見積参考資料に数量総括表に関する参考資料として追加提示します。 |
| 14 | 7 8 | 数量総括表 | H31-33電線共同溝工事 | | | 道路附属施設工 | 照明の詳細仕様については、詳細設計時に決定するのをご教示願います。 | 照明の詳細仕様については、詳細設計時に決定します。 |
| 15 | 8 | 数量総括表 | H31-33電線共同溝工事 | | | 支障物移設工 | 支障物移設費 1式との記載ですが、何が含まれているのでしょうか。電線共同溝構築にあたっての支障物移設が含まれる場合、詳細設計如何によっては工程が大幅に増加し、事業費用の増加も懸念されることから、入札段階での工程からは削除し、別途契約としていただけないでしょうか。 | 支障物移設費については移設範囲が現時点で不明確であり詳細設計完了後の変更対象としますが、入札時は実績等を鑑み全体工事費の20%を計上して下さい。 |
| 16 | 8 9 | 数量総括表 | H31-33電線共同溝工事 | | | 共通仮設費 | 運搬費の仮設材運搬費、準備費の試掘調査費、事業損失防止施設費の家屋調査費・騒音調査費・振動調査費・地下水(井戸水)調査費については数量1式という記載ですが、詳細数量をご教示願います。 | 運搬費の仮設材運搬費、準備費の試掘調査費、事業損失防止施設費の家屋調査費・騒音調査費・振動調査費・地下水(井戸水)調査費については見積参考資料に数量総括表に関する参考資料として追加提示します。 |

見積参考資料に関する質問と回答

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|---|--|-----------------------------|-----------|-------------|------------------------|--|---------------------------------|
| 17 | | 平成28年度 松山管内電線 共同溝設計業 務 成果報告書 | 第2編 電線共同溝予備設計 (東石井地区) | 数量計算 書 | 1.数量 総括表 | 1.西側特殊 部2.東側特 殊部 | A-5MHの簡易土留工において数量の記載がありません。 数量をご教示願います。 | A-5MHの簡易土留工は数量が発生しないことを想定しています。 |